

第3期千葉市地域福祉計画の策定方針（案）

（参考1）平成25年度第2回
地域福祉専門分科会資料

平成26年2月13日
保健福祉局地域福祉課

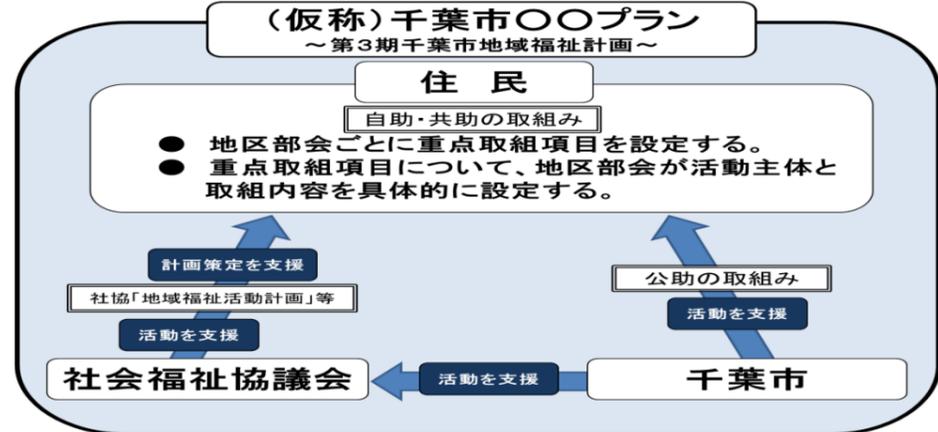
1 現計画について

- 【根拠法令】 社会福祉法第107条
- 【構成】 市計画…地域福祉の定義や現状、区計画の支援施策（公助）
区計画…住民の参画による地域課題解決のための行動計画（自助・共助）
- 【計画期間】 平成23～26年度（4年間）
- 【現計画の推進に係る主な問題】
 - 市計画（公助）
 - (1) 公助の対象（自助・共助）や区計画とのつながりが不明確
 - 区計画（自助・共助）
 - (1) 取組項目が多すぎる
 - (2) 活動主体や目標値等が設定されておらず、進行管理が困難
 - (3) 区内各地域の特性に未対応
 - (4) 社協との連携・協力に係る手法が不明確
 - その他
 - (1) 計画の名称に「福祉」という言葉が入っているため、住民に旧来の「行政による福祉サービス」をイメージさせてしまい、地域福祉の本来の意義や理念である「自助・共助」の考え方が浸透しにくい
 - (2) 市役所庁内において、まちづくりのソフト部分の整備を所管する部署との連携が不十分

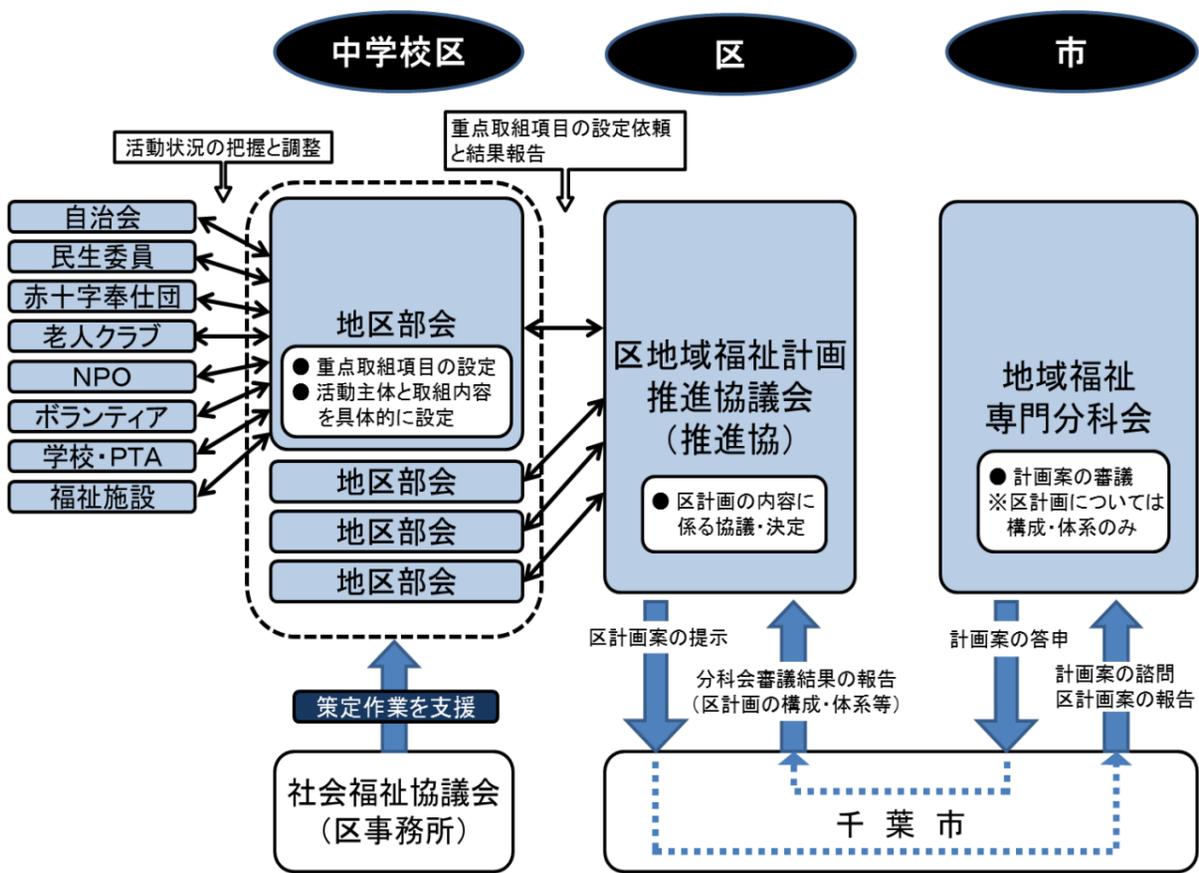
2 策定方針（案）

- 自助・共助の促進に係る施策をテーマ分類化し、テーマごとに住民の活動計画とそれに対応する市及び社協の支援策の関係を関連付けて整理
（自助・共助・公助及び社協の支援の関係を明確化）
- 地区部会ごとに重点取組項目を設定（地区部会が活動主体と取組内容を具体的に設定）
- 住民主体のまちづくりをイメージできるような計画名
- 計画期間は平成27～29年度の3年間（第2次実施計画の期間）

3 計画のイメージ



4 計画策定の流れ



5 スケジュール

平成26年	3月	計画策定作業開始（市・推進協・地区部会）
	3～6月	計画素案の作成
	6月	平成26年度第1回地域福祉専門分科会（計画素案の審議） インターネットモニターアンケート調査実施
	6～11月	計画案の作成
平成27年	11月	市民説明会
	12月	平成26年度第2回地域福祉専門分科会（計画案の審議）
	1月	パブリックコメント
	3月	平成26年度第3回地域福祉計画専門分科会（計画の承認）